

豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業に関する質問・回答(事業契約書(案))

| No | 資料名 | 頁 | 条 | 項 | 号 | 項目名 | 質問事項 | 回答 | 備考 |
|----|----------|----|-----|---|---|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 1 | 事業契約書(案) | 1 | | | | 前文 | ここでは、汚泥処理事業は、既存施設の更新・修繕とその運営・維持管理と記載されていますが、汚泥処理事業においては一部の汚泥処理施設を新設することも含まれていると理解しております(事業契約別紙1定義(28)などご参照下さい)。この理解で宜しいか、ご確認下さい。 | ご理解のとおりです。 | 4/30公表 |
| 2 | 事業契約書(案) | 4 | 6 | 4 | | PFI法第6章 | 「事業者は、本事業に関して、PFI法第6章に規定された・・・適用されるよう努めなければならない」とありますが、これを行うかどうかを含めて民間事業者の判断によるとの理解でよろしいでしょうか。また、もし現時点において適用が想定されている特別な措置がありましたら、ご教示下さい。 | 事業者は、本事業に関して、PFI法第6章に規定された選定事業に対する特別な措置がある場合には、適用されるよう努めなければなりません。そもそも県が行うべき特別な措置を如何に講ずるかは、県の判断によります。なお、現時点で本事業に関して適用を想定している特別な措置は特にありません。 | 5/12公表 |
| 3 | 事業契約書(案) | 5 | 9 | 2 | | 契約保証金 | 契約保証金の額について、「・・・当該本件工事の工事目的物に係る施設整備費の10分の1以上・・・」との記載がありますが、本件工事のうち引渡し完了していない工事目的物に係る施設整備費の10分の1以上と理解してよろしいでしょうか。 | 第2回質問回答時に回答します。 | 後日回答公表 |
| 4 | 事業契約書(案) | 8 | 14 | 3 | 1 | 設計の変更 | 第1項により設計変更が行われた場合(すなわち、県が設計変更を請求した場合)は、第3項の第2から4号に該当しない場合は、この第1号に該当すると考えるのが合理的と考えますが、その理解で宜しいかご確認をお願いいたします。 | 第2号～4号に該当しない場合、第1号に該当する場合はそれに従い、これ以外は協議することとなります。 | 5/12公表 |
| 5 | 事業契約書(案) | 9 | 14 | 3 | 3 | 設計の変更 | 「当該設計変更が事業者の責めに帰すべき事由による場合」というのは、当該設計が要求水準に合致しない場合を意味すると理解してよいでしょうか。もしそれ以外に想定される事由がありましたら、ご教示下さい。 | ご指摘の場合に限定されません。想定される場合として典型的なものとしては、事業者が作成した設計図書の内容と本契約、本入札説明書等、基本設計に係る設計図書又は事業者提案との間に不一致がある場合があげられます。 | 5/12公表 |
| 6 | 事業契約書(案) | 10 | 15 | 4 | | 事前調査 | 事業者事前調査は事業契約締結後に行われるものであるため、「当該費用の増加の原因が本入札説明書等及び本事業用地の現場確認の機会から客観的かつ合理的に推測できないものであるとき」は、「当該事業者事前調査に誤りまたは懈怠がない」かどうかには関係なく、県にリスクをご負担いただくべきものと考えます。従いまして、「当該事業者事前調査に誤りまたは懈怠がないにもかかわらず」は削除していただけますよう、お願い申し上げます。 | たとえ費用の増加の原因が本入札説明書等及び本事業用地の現場確認の機会から客観的かつ合理的に推測できないものであったとしても、事業者事前調査において、誤りまたは懈怠がある場合には、本条第3項の規定により追加的な費用は、事業者の負担とします。よって、原案のとおりとします。 | 5/12公表 |
| 7 | 事業契約書(案) | 11 | 第2節 | | | 工事の施工 | 本事業においては、長寿命化支援制度における「修繕」は要求水準書によれば「建設業務」に含まれますが、事業契約中の「本件工事」にかかる規定(第2節、第5節など)にはなじまない業務が多いため長寿命化支援制度における「修繕」は、「本件工事」には該当しないと理解いたしました。この理解で宜しいかご確認下さい。 | 長寿命化支援制度を活用する修繕は全て本件工事に当たります。なお、本件について提案内容が契約書(案)の条文に馴染まない箇所があれば、本契約までに協議のうえ条文を修正します。 | 4/30公表 |
| 8 | 事業契約書(案) | 21 | 34 | 1 | 1 | 業務完了証不交付 | 施設引渡しに係る業務完了証を市は発行しないとのことですが、これは施設引渡しを証する書面のやり取りを行わないという趣旨なのでしょう。PFI事業では一般的に事業者の会計・税務処理上“施設引渡し”を境に売上認識を始めておりそのバウチャとして施設引渡しを証する書面を事業者側の会計士、税理士や税務調査の際には税務当局にも提示する必要があります。何らかの書類(施設引渡しを証する書面)を事業者に対し発行していただけますようお願い申し上げます。 | 本件工事の完了毎に、県から確認の通知を出すこととしています(第31条)。ただし、31条に示す工事完了確認通知では不十分であれば、事業者決定後に協議することとします。 | 4/30公表 |
| 9 | 事業契約書(案) | 25 | 41 | 2 | | 運営・維持管理開始の遅延 | 不可抗力により汚泥処理施設の運営・維持管理開始が遅延した場合にのみ第62条が適用されると規定されていますが、法令変更による場合も考えられるため、法令変更により汚泥処理施設の運営・維持管理開始が遅延した場合にも第62条が適用されるよう、修正をお願いいたします。 | ご指摘のとおり修正します。後日公表予定の事業契約書(案) 修正版をご参照下さい。 | 5/2公表 |
| 10 | 事業契約書(案) | 26 | 41 | 2 | 3 | 運営・維持管理開始の遅延 | 「ただし」の前後が、いずれも、事業者負担の規定となっております。「ただし、……場合は、この限りではない。」と修正すべきではないでしょうか。ご確認をお願いいたします。 | ご指摘のとおり修正します。後日公表予定の事業契約書(案) 修正版をご参照下さい。 | 5/2公表 |
| 11 | 事業契約書(案) | 30 | 45 | 2 | | バイオガス利活用事業及び提案付帯事業 | 事業期間中に、バイオガス利活用施設の更新を予定している場合は、本条文は提案内容に合わせて書き換えるという理解で宜しいでしょうか。 | ひとたび付与された専用使用権はバイオガス利活用施設が全面撤去・更新された際に一度消滅し、更新施設と同等の対価性を有するものとして、再度施設専用使用権を付与するものとなります。詳細は後日公表予定の事業契約書(案) 修正版をご参照下さい。ただし、提案書において更新計画をできる限り詳細に明記することとし、実際の更新は、更新計画に沿った対応をすることとなります。交付金を活用している場合は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」が適用され処分の制限を受けます。 | 5/12公表 |

豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業に関する質問・回答(事業契約書(案))

| No | 資料名 | 頁 | 条 | 項 | 号 | 項目名 | 質問事項 | 回答 | 備考 |
|----|----------|----|----|---|-----|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 12 | 事業契約書(案) | 31 | 45 | 3 | | バイオガス利活用事業及び提案付帯事業 | 「提案付帯事業(ただし、県の承諾したものに限る。…)」との記載がありますが、落札者の提案内容に記載された提案付帯事業は、県の承諾を得て落札したものと理解されますので、改めて県の承諾を得る必要はないという理解で宜しいでしょうか。 | 付帯事業の提案内容については、事業者決定後に県と事業者の間で齟齬が生じることの無いよう質問や技術対話の機会を有効に活用して技術提案をして下さい。提案を受けた場合でも、付帯事業の実施には県の承諾が必要です。また、承諾した後でも、本事業用地外の場合は県が当該施設及び設備の移設、撤去取り片付け等の別段の指示があれば従っていただくこととしています。 | 4/30公表 |
| 13 | 事業契約書(案) | 32 | 45 | 3 | 2 | バイオガス利活用事業及び提案付帯事業 | 本契約の終了前においても、県の指示により提案付帯事業にかかる施設を撤去する必要があると規定されていますが、これでは事業者としては事業の見通しやリスク判断ができません。県が提案付帯事業にかかる施設の撤去等を指示するのは、やむを得ない場合に限ると理解して宜しいでしょうか。また、どのような場合に、このような指示が想定されるかをご教示下さい。 | 本事業用地外については、県が自らの施設の拡張等の別の用途で使用する場合がございますので、この場合、県の指示により提案付帯事業にかかる施設を撤去する必要が生じることがあります。 | 4/30公表 |
| 14 | 事業契約書(案) | 32 | 45 | 3 | 4 | バイオガス利活用事業及び提案付帯事業 | 「ただし、事業者は、当該収入のうち、県の定める割合の利益を県に対して分配する義務を負う」とありますが、この分配金は県への対価性がないことから『寄付』扱いとなるという理解でよろしいでしょうか。長期収支計画表作成のため、ご教示願います。 | 県による事業者に対する提案付帯事業の遂行の許諾の対価として収入の分配を行っていただくものです。かかる趣旨を明記します。詳細は後日公表予定の事業契約書(案) 修正版をご参照下さい。 | 5/12公表 |
| 15 | 事業契約書(案) | 32 | 45 | 3 | 6 | バイオガス利活用事業及び提案付帯事業 | 施設の賃料、事業用地の地代は別途定めるとされていますが、事業計画に必要であるため、ご教示いただけますようお願いいたします。 | 第2回質問回答時に回答します。 | 後日回答公表 |
| 16 | 事業契約書(案) | 32 | 45 | 4 | | バイオガス利活用事業及び提案付帯事業 | 本条項にかかわらず、事業者は、事業契約第45条3項5号により、合理的な範囲で提案付帯事業にかかる料金設定を変更できると理解いたしますが、ご確認をお願いいたします。 | ご理解のとおりです。「本契約に別の段の定めがない限り、」とあるとおり、事業契約の定めるところに従って変更することは認められています。 | 5/12公表 |
| 17 | 事業契約書(案) | 32 | 45 | 4 | 2 | バイオガス利活用事業及び提案付帯事業 | 「当初提案期間」とは、様式II3-4における「当初提案年数」を指しますでしょうか。また、本号に記載された「条件」は前号に記載された「内容等」とは異なる概念か、どのようなものが「条件」として想定されているかにつき、ご教示下さい。 | 前段は、「当初提案期間」は提案付帯事業に係るものであり、一方、様式II3-4における「当初提案年数」とは、バイオガス利活用事業の提案年数であるため、異なるものです。提案付帯事業における当初提案期間は、様式II-6「様式II-3～II-5以外の事業者独自の提案」に記載し、また、年度別の収入と費用は、様式II-2-3(別添9)「長期収支計画表」に記載して下さい。後段は、「内容等」は「条件」を包摂する概念です。前号では事業の内容そのものを変更し、当初提案と異なる事業を行うことも許容される場所ですが、本号ではそれは許容されていません。当初提案と同一の事業内容で、その範囲において、当初提案で設定された期間、料金等の設定条件の変更のみを行うことを想定しています。 | 5/12公表 |
| 18 | 事業契約書(案) | 34 | 48 | 1 | | 運営・維持管理の遂行体制 | 総括責任者、業務責任者及び運営・維持管理業務従事職員はそれぞれ兼務が可能との理解でよろしいでしょうか。 | 総括責任者と業務責任者は、兼務可能とします。運営・維持管理業務従事職員は、別途選任して下さい。 | 5/12公表 |
| 19 | 事業契約書(案) | 36 | 55 | 2 | 1 | 前払金の請求 | 「前払金を当該前払金の対象たる本件工事及び本件工事に係る設計業務の材料費、労務費、外注費、機械器具の貸借料、機械購入費、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料、及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。」となっていることから、一般管理費については前払金の対象外となるのでしょうかご教示ください。 | ご理解のとおりです。 | 4/30公表 |
| 20 | 事業契約書(案) | 45 | 65 | 4 | 2 | 引渡日後の解除の効力 | 本号は、県の事由による解除の場合であるため、第3号と同様に、事業者が運営・維持管理業務を終了させるために要する費用を県が事業者に対して支払う旨の規定を入れていただけますよう、お願いいたします。 | この場合には、事業者が運営・維持管理業務を終了させるために要する費用は相当因果関係の範囲内で損害賠償の対象となります。そのため、不可抗力や法令等の変更の場合と異なり敢えて規定する必要はなく、すでに手当て済みであります。原案のとおりとします。 | 5/12公表 |
| 21 | 事業契約書(案) | 45 | 66 | 1 | (2) | 損害賠償 | 本契約が解除された場合の違約金について、「運営・維持管理費の100分の10に相当する額」との記載がありますが、この場合の運営維持管理費とは運営維持管理費のうち、未履行の残額と理解してもよろしいでしょうか。(例えば、16年目に契約解除となった場合は、未履行である運営維持管理費5年分残額の100分の10に相当する額が違約金額となる。) または当該年度の維持管理費の100分の10に相当する額と理解してもよろしいでしょうか。 | 運営・維持管理費の定義は、サービス購入料B-1及びB-2の合計額を運営・維持管理期間の事業年度数(19.5)で除した額とします。詳細は、別紙1定義一覧(9)をご参照下さい。 | 4/30公表 |
| 22 | 事業契約書(案) | 45 | 66 | 1 | (2) | 損害賠償 | 汚泥処理施設の運営・維持管理開始日以降に解除された場合 運営・維持管理費の100分の10とありますが、「年間のサービス購入料B-1の10%」と理解で宜しいでしょうか。 | 運営・維持管理費には、サービス購入料B-2も含まれます。運営・維持管理費の定義については、質問No.21への回答をご参照下さい。 | 4/30公表 |

豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業に関する質問・回答(事業契約書(案))

| No | 資料名 | 頁 | 条 | 項 | 号 | 項目名 | 質問事項 | 回答 | 備考 |
|----|----------|----|-----|------|-----|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 23 | 事業契約書(案) | 46 | 67 | | | 保全業務 | 第59条及び第61条に基づく解除は県の事由による解除であるため、事業者が自らの費用で保全措置を取るのとは不合理と考へますので、県の費用負担にさせていただきますようお願いいたします。また、不可抗力又は法令変更に基づく解除の場合は、それぞれ、別紙4又は別紙3に記載する負担割合による負担としていただけますよう、お願いいたします。 | 最小限度の保全措置に留まるため、原案のとおりとします。 | 5/12公表 |
| 24 | 事業契約書(案) | 48 | 79 | 1 | 1 | 権利等の譲渡制限 | 事業者が事業契約に基づき県に対して有する債権の譲渡等や契約上の地位の譲渡等については、県の事前の承諾がない限り不可となっておりますが、事業者の資金調達(プロジェクトファイナンス)のために貸付人に対して供する場合には承諾いただけると考へてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。直接協定の対応において承諾条件などの詳細を予め協議させていただきます、滞りなく承諾を付与できるように措置することを想定しています。 | 5/12公表 |
| 25 | 事業契約書(案) | 52 | 別紙1 | (19) | | 定義一覧 | 「更新施設」とは、既存施設のうち……と規定されていますが、新施設が更新された場合も「更新施設」の概念に含まれることにつきご確認下さい。また、その場合、定義を修正していただけますよう、お願いいたします。 | ご理解のとおりです。定義を修正します。後日公表予定の事業契約書(案)修正版をご参照下さい。 | 5/2公表 |
| 26 | 事業契約書(案) | 54 | 別紙1 | (46) | | 本入札説明書等 | 「本入札説明書等」の定義において、実施方針等(実施方針、実施方針(変更)及びその質問への回答)が抜けておりますので、これらを含めていただくようお願いいたします。 | 本入札説明書等には、実施方針等(実施方針、実施方針(変更)及びその質問への回答)を反映しておりますので、入札説明書等でご判断ください。 | 5/12公表 |
| 27 | 事業契約書(案) | 57 | 別紙2 | 2 | ② | 支払い手続き | 「県は、第10条第4項、5項及び」となっておりますが、第4項は提出書類に関する項目ですので「県は、第10条第5項、6項及び」との理解でよいでしょうか。 | ご指摘のとおり修正します。 | 4/30公表 |
| 28 | 事業契約書(案) | 58 | 別紙2 | 3 | (1) | 出来高予定額 | A-1-2の表がありませんが、必要はないでしょうか。 | A-1-2の表を追加します。ただし、応募者の提案を制限するものではありませんが、実施方針に関する質問・回答No.37に示すとおり、県の標準案となる要求水準書別紙10「施設更新計画(案)」では、交付金対象外の建設工事は想定しておりません。また、サービス購入料A-1-2に関する提案がある場合は、提案内容を照査し、交付金対象となる可能性について、事業契約締結までの間に事業者と別途協議します。 | 4/30公表 |
| 29 | 事業契約書(案) | 59 | | | | 別紙2サービス購入料の金額と支払いスケジュール | サービス購入料Bの対象となる業務に「修繕工事」が含まれるが、各年度のサービス購入料B(B-1)の金額は均等でなければならないのでしょうか。修繕費用が多くかかる年度は多くするなど可能でしょうか。 | サービス購入料B-1は均等とします。ただし、修繕のうち、下水道長寿命化支援制度に係るものはサービス購入料Aに含まれます。 | 4/30公表 |
| 30 | 事業契約書(案) | 61 | 別紙2 | 5 | (1) | 部分払い等の特約 | 平成26年度の支出限度が30,000,000円と定められていますが根拠をお示ください。 | 県の予算の措置によるものです。なお、あらかじめ平成26年度内に支払限度額まで出来高を上げることが困難であると想定される場合は、この金額以内で平成26年度の出来高予定額を提案して下さい。 | 4/30公表 |
| 31 | 事業契約書(案) | 61 | 別紙2 | 5 | (1) | 部分払い等の特約 | 「支払限度額は歳出予算の範囲内」となっていますが、事業者提案に基づき各年度の出来高予定額に合わせて歳出予算は設定されるとの認識でよいでしょうか。 | 基本的にはご理解のとおりですが、歳出予算の確定には愛知県議会の議決が必要になります。 | 4/30公表 |
| 32 | 事業契約書(案) | 61 | 別紙2 | 5 | (2) | 前払金 | 各会計年度末までの出来高予定額に達していない場合、翌年度の途中で出来高予定額に達した後、年度途中で前払金を請求できるとの認識でよいでしょうか。 | 前払金についてはご理解のとおりです。 | 4/30公表 |
| 33 | 事業契約書(案) | 62 | 別紙2 | 5 | (3) | 中間前払金 | 中間前払金の支払限度割合は設計業務、建設業務ともに10分の2との認識でよいでしょうか。 | 設計業務において中間前払い金の請求はできません。 | 4/30公表 |
| 34 | 事業契約書(案) | 62 | 別紙2 | 5 | (4) | 部分払 | 中間前払金請求予定書の提出の有無にかかわらず、各年度末には部分払いの請求ができるとの認識でよいでしょうか。 | 中間前払金請求書を提出した場合は、部分払いを請求することはできません。 | 4/30公表 |
| 35 | 事業契約書(案) | 62 | 別紙2 | 5 | (4) | 部分払 | 平成47年度末と記載されていますが、部分払の対象はA-1-1、A-1-2、A-3と規定されており、これらの工事の完成は31年となっております。47年度末と記載された根拠をご教示ください。 | 該当箇所を平成31年度末と修正します。ただし、交付金が平成32年度以降も活用できる場合にはこの限りではありません。 | 4/30公表 |
| 36 | 事業契約書(案) | 63 | 別紙2 | 6 | (1) | 国の交付金の交付額の変更に伴うサービス購入料A-1-1及びA-3の改定 | 「…各事業年度において県に交付された国の交付金の実額が3(1)に示す当該事業年度に係る出来高予定額と異なることが事業者の作成した長寿命化計画その他の資料に起因する場合その他事業者の責に帰すべき」と県が合理的に認めた場合、県は、事業者と協議のうえ、事業者の帰責事由を勘案して当該事業年度において県に交付された国の交付金の実額に応じて当該交付金を支払原資とするサービス購入料の支払金額を改定することができる。」との記載がありますが、交付金の実額までしかサービス購入料が支払われない場合があるということでしょうか。または、交付金対象と認められなかった分の対価はA-1-2またはA-2として割賦にて支払われるとの理解でよろしいでしょうか。 | 前段については、ご理解のとおりです。後段については、支払われません。 | 4/30公表 |

豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業に関する質問・回答(事業契約書(案))

| No | 資料名 | 頁 | 条 | 項 | 号 | 項目名 | 質問事項 | 回答 | 備考 |
|----|----------|----|-----|---|-----|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 37 | 事業契約書(案) | 65 | 別紙2 | 6 | 4 | 物価変動に伴うサービス購入料Bの改定 | サービス購入料の改定率の指数としてB-1及びB-2は企業向けサービス価格指数/下水道(日本銀行調査統計局)と示されています。また、改定率として用いる指数は契約までに協議のうえ決定するとありますが、電力、薬品等サービス対価個別に複数の指数を設定できるものと理解して宜しいでしょうか。 | 県との協議のうえ設定できるものとします。その際、事業者の提案するサービス購入料Bの様式(様式Ⅱ-2-3(別添6、別添7))を参考とします。 | 4/30公表 |
| 38 | 事業契約書(案) | 69 | 別紙5 | | | 付保すべき保険 | 運営・維持管理期間中の保険契約者が事業者となっておりますが、同内容の保険を運営・維持管理企業が付保する(保険契約者=運営・維持管理企業)ことでもよろしいでしょうか。 | 可能とすることとし、本記載を修正します。なお、本文中では運営・維持管理企業による別紙5の2と同内容の保険加入を認めております。事業契約書(案)第54条第2項をご参照下さい。 | 4/30公表 |
| 39 | 事業契約書(案) | 69 | 別紙5 | 2 | (2) | 普通火災保険 | 普通火災保険の対象施設は「バイオガス利活用施設」との記載がありますが、汚泥処理施設への普通火災保険の付保は不要との理解でよろしいでしょうか。 | 第2回質問回答時に回答します。 | 後日回答公表 |
| 40 | 事業契約書(案) | 84 | 別紙9 | 8 | (1) | サービス購入料の減額措置 | 表中の「以下のアに従い減額」という記載は「以下の①に従い減額」の誤記ではないでしょうか。また「以下のイに従い減額」という記載は「以下の②に従い減額」の誤記ではないでしょうか。 | ご理解のとおりです。 | 4/30公表 |
| 41 | 事業契約書(案) | 84 | 別紙9 | 8 | (1) | サービス購入料の減額措置 | ①本施設の利用ができない場合の定義として、「要求水準書の未達成、その他の原因により、県が予定する処理対象物の受入ができない状態が終日続いた場合」との記載がありますが、「その他の原因」とは具体的にどのような原因でしょうか。明確な定義をお願いいたします。 | 事業者が受入を拒否した場合等の、事業者の帰責事由による原因全てが該当します。 | 4/30公表 |